

一般的に現実問題として、“総資金の回転期間が変わらない”というケースは皆無に近いと思われます。にもかかわらず、このケースを取り上げた理由は、総資金需要量の変化を原則的に理解していただくうえで最も好適だと思えるからです。すなわち、一切の事情が複雑に変化するという条件を一応たな上げにすると、**総資金需要の増減割合は、売上高の増減割合に比例するという原則が成立します。**

売上高成長率が高ければ総資金需要の増加率は高くなり、売上高の変動が季節的にしろ、市場変化によるにしろ激しく変動すれば、総資金需要量も激しく変動します。

千葉産業株式会社の計画によれば、明年度の売上高は、当年度の売上高の30%増が期待されています。

それに伴う資金関係の計画は、

- (1) 現金、預金の保有高 30%増
- (2) 受取勘定、棚卸資産等 30%増
- (3) 固定資産 30%増

とすれば、総資金需要高およびその増加割合はいくらになると推計しますか。千葉社の総資産は1億2500万円です。

このケースでは現金、預金、受取勘定(受取手形、売掛金等)、棚卸資産(製品、商品、原材料、仕掛品、貯蔵品等)および固定資産等各資産ともに売上高倍率と同じく30%増加する計画ですから、各資産の回転期間(= $\frac{\text{各資産残高}}{\text{売上高}}$)は変わりません。当然

総資産の回転期間も変わりません。したがって、 $t = s$ または $\Delta t = \Delta s$ という公式を用いることができます。

入力

売上高伸び率	1.3
基準年度末総資産	12,500

出力

総資金増加割合	0.3
総資金術高	3,750

(アルゴリズム)

$$t(\text{総資金需要倍率}) = s(\text{売上高倍率})$$

$t(\text{総資金需要倍率}) - 1 = \Delta t(\text{売上高伸び率})$ 、 $s(\text{売上高倍率}) - 1 = \Delta s(\text{売上高伸び率})$ とすると

$$\Delta t(\text{総資金の伸び率}) = \Delta s(\text{売上高の伸び率})$$

(1) 売上高が伸びれば資金の需要が増加しますので、資金の調達が忙しくなり、反対に売上高が減少すれば資金の需要も減少しますので、この関係を公式にしますと

$$t(\text{総資産倍率}) = s(\text{売上高倍率}) \text{ となります。}$$

(2) ただ、この公式がそのまま該当するには、二つの条件があります。

ひとつは、**各資産の回転期間または回転率が変化しないという前提です。**このケー

スでいえば、売上高が30%増加すればそれに伴って各資産とも、売上高の伸び率と

同じ伸び率で増加する計画ですから、 $\frac{T}{S} = \frac{T'}{S'}$ (総資産の回転期間不変)または $\frac{S}{T} = \frac{S'}{T'}$

(総資産の回転率不変)の状況です。つまり、 **$t(\text{総資産倍率}) = s(\text{売上高倍率})$** となります。

今一つの条件は、計画によって欠損の発生が予想されないことです。

(3) 売上高が急激に伸びると資金需要が増加するのは容易に理解できますが、**売上高が減少すると資金需要が減少し、資金的に余裕を生ずるとするのは、経験的に納得しかねるご意見が少なくないと思われますので、これについて言及しておきます。**

売上高が減少しても資金的に楽にならないという理由の一つは、売上高が減少しても受取勘定や棚卸資産が比例して減少せず、回転期間が伸びますので、資金需要は減少しません。固定資産の整理、処分がされない限り、資産の回転期間が伸びますので、比例して資金需要は減少しません。

売上高の減少により、従来よりも利益が減少したり、欠損金が発生したりすれば、赤字補填のための新しい資金需要が発生しますので、この公式にあてはまる条件が満足されないこととなります。**売上高の減少前の支払金額ベースを減少した当面の収入金額ベースで数ヶ月賄いきれるかどうかという過渡期の収支バランスをどうするかという事情と、業績低下による信用低下により借入金等の更新難ないし借入金返済要請という状況が考えられます。**

しかし、売上高の減少が資金需要の減少要因であることは間違いありません。

そのためには、

(1) 不採算商品の整理による付加価値率低下の抑制

(2) 固定費の削減等により**売上高の減少** → **収益の激減** → **信用の低下**という悪循環に墜ち込まないことが大切です。

(3) 不良在庫、資産、遊休資産の整理による回転期間の伸長の抑制

この対策は、一時的に特別損失が発生しますが、これは**潜在損失が偽装資産の形をとっていたにすぎず、税金の過大な早期納付分だけ貴重な資金を社外流失させたに等しいこと**といえます。